

# 重度障害者等福祉車両利用助成事業について

かほく市では、在宅の重度の障害のある方や要介護度が高い方が、病院等へ移動する際、リクライニング車いす・ストレッチャー等そのまま乗降できる車両を利用した場合の利用料金を助成しております。

## 1. 対象者と申請窓口について

**【身体障害者手帳をお持ちの方】** ※要介護認定を受けていても障害者手帳が優先となります

- 身体障害者手帳 1～2級（下肢機能障害・体幹機能障害・移動機能障害のある方）で当該事業車両による通院等の送迎が必要な者（施設入所者を除く）。



**【申請窓口】** かほく市宇ノ気保健福祉センター（ほのぼの健康館） TEL283-7120

**【要介護認定を受けている方】**

- 要介護認定をうけて、要介護4 要介護5と認定されている方で、当該事業車両にての通院等の送迎が必要な者（施設入所者を除く）。

※「1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する」状態であること。

※在宅から病院の通院等に限る（病院から在宅も可能）



**【申請窓口】** かほく市役所 長寿介護課（高齢者支援センター） TEL283-7150

## 2. 助成内容と対象車両について

対象車両：リクライニング車いす・ストレッチャー等そのまま乗降できる車両となります。

助成額 …1回 3,000円 を上限とする（月2回まで）

助成方法…償還払い ※令和4年4月1日以降に乗車されたものが対象となります。

## 3. 必要書類

- ・領収書（事業者、利用日時、領収金額が確認できるもの）
- ・本人確認ができる書類
- ・身体障害者手帳や要介護認定証等の対象者確認できる書類
- ・通帳・印鑑など（本人申請の場合、印鑑は不要です）

